

市第51号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

平成25年9月10日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市常盤台地域ケアプラザ	保土ヶ谷区常盤台75番1号	社会福祉法人なでしこ会 理事長 石井和男	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
横浜市野七里地域ケアプラザ	栄区公田町1,020番地の5	社会福祉法人伸こう福祉会 理事長 足立聖子	同
横浜市新橋地域ケアプラザ	泉区中田西一丁目11番2号	社会福祉法人開く会 理事長 鈴木正明	同

提 案 理 由

横浜市常盤台地域ケアプラザ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）